

Tax

Issue P269/2018 – 2018年1月17日
(日本語翻訳版)

Tax Analysis

増値税一般納税者登記管理弁法の公布

Authors:

Shanghai

Liqun Gao

Partner

Tel: +86 21 6141 1053

Email: ligao@deloitte.com.cn

June Qu

Senior Manager

Tel: +86 21 6141 1087

Email: junqu@deloitte.com.cn

国家税務総局は2017年12月29日に国家税務総局令第43号(以下、「43号令」)に伴い、「増値税一般納税者登記管理弁法」¹(以下、「登記弁法」)を公布した。登記弁法は増値税一般納税者に対する管理の更なる規範化を目的とするものであり、2018年2月1日から施行される。

背景

1990年代における中国での増値税の徴収開始以来、増値税一般納税者の資格管理は長い間、認可制を採用してきた。「放管服」(「行政簡素化と権限委譲」、「監督管理の強化」、「サービスの最適化」)改革の推進を後押しするため、国務院は2015年において、初めて「増値税一般納税者の資格認定」を行政審査許可取り消しの対象業務に指定した。これを受け、国家税務総局は、2015年4月1日から増値税一般納税者の資格管理を認可制から登録制に移行することを明確化するとともに、増値税一般納税者認定管理弁法(国家税務総局令第22号、以下、「22号令」)の関連条項を執行停止とし、経過措置として18号公告を公布した。

増値税に関する税制改正や「營改増」の全面的推進に伴い、上述の経過措置は状況の変化に追いつかなくなり、特に「増値税改革以降、22号令と18号公告は増値税改革の試験対象納税者に適用されるか否か、試験対象納税者への適用は増値税改革から影響を受けるか否か」は、関連業界の懸念事項とされてきた。43号令は、全業種に適用される統一基準としての新たな「増値税一般納税者資格管理弁法」が求められる背景下で、公布されたものである。

ハイライト

「登記弁法」は、18号公告の主要規定を踏襲する形となった。即ち：増値税納税者は、年間課税売上高が規定の基準を超過した場合、規定の期限内に所轄税務当局において一般納税者登録を行わなければならない。増値税納税者は、一般納税者登録のための提出資料と税務登記証の情報が一致することが確認された場合、所轄税務当局による現場調査・確認を必要とせず、その場で一般納税者資格を得る。

「登記弁法」は、関連規定の実施について、下記の通り明確化した。

¹ <http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3022137/content.html>

1. 一般納税者登録を行わない状況の明確化

下記の納税者は、年間課税売上高が規定の基準を超過した場合においても、一般納税者登録を行わない。

- 納税者が規定に基づき、小規模納税者としての納税を選択する場合。企業ではない組織単位、課税行為の発生が頻繁ではない組織単位或いは個人工商業者などが該当する。
- 納税者が個人である場合（個人工商業者を含まない）

2. 年間課税売上高の定義の明確化

- 従来規定では、「年間課税売上高」は「連続 12 ヶ月を超えない経営期間内の増値税累計課税売上高」と定義されるが、四半期ごとの申告を選択する納税者への適用を考慮し、「登記弁法」では、「年間課税売上高」は、「連続 12 ヶ月または連続 4 四半期を超えない経営期間内の増値税累計課税売上高」と定義されている。
- 「増値税課税売上高」は、納税申告する売上高、査察により追徴する売上高、及び納税評価により調整する売上高を含む。

差額徴収方式を適用する納税者（即ち、サービス、無形資産、或いは不動産を販売し、代金総額と価格外費用から若干の項目を控除して増値税課税売上高を計算する納税者）は、その課税行為の年間課税売上高は控除する前の売上高に基づき計算しなければならない。

納税者に偶然発生した無形資産販売、不動産譲渡の売上高は、課税行為の年間課税売上高に計上しない。

3. 登録手続きの期限に関する要求

- 「納税者は、年間課税売上高が規定の基準を超過した月（あるいは四半期）の増値税申告期限終了後より 15 日以内に、規定に基づき一般納税者登録手続きを行わなければならない」——資格認定手続きの期限は従来の 20 日から 15 日に短縮した。
- 「規定の期限内に登録手続きを行わなかった場合、所轄税務当局は、規定の期限終了後より 5 日以内に「税務事項通知書」を作成し、5 日以内に所轄税務当局にて関連手続きを行うよう納税者に告知しなければならない。期限を過ぎても依然として手続きを行わない場合、翌月より売上高と増値税税率に基づき納付税額を計算し、納税者が関連手続きを行うまで、仕入税額を控除してはならない」——上述の期限は従来の 10 日から 5 日に短縮した。

4. 一般納税者資格の発効日の選択

- 納税者は、一般納税者資格登録手続きを行う際に、登録手続きを行った当月 1 日とその翌月 1 日から、一般納税者資格の発効日を選択することができる。納税者は、一般納税者資格の発効日より、増値税の一般課税方式に基づき納付税額を計算し、規定に基づき増値税専用発票を受領・使用することができる。

コメント

増値税一般納税者の資格管理に関する規定は 22 号令と 18 号公告以外の通達にも存在するが、今回の 43 号令により公布された「登記弁法」は、それらの規定を整合するとともに、増値税改革実施以降の実状（例えば、小規模納税者は原則として四半期ごとに申告していること、一部の増値税改革試験対象納税者は差額徴収方式の適用を選択できること）を踏まえて若干の実施細則を明確化することで、適用可能性を高めたものである。

For more information, please contact:

Asia Pacific Indirect Tax
Services Leader

Hong Kong

Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440

Email: sachin@deloitte.com.hk

Northern China

Beijing

Yi Zhou

Partner

Tel: +86 10 8520 7512

Email: jchow@deloitte.com.cn

Eastern China

Shanghai

Liqun Gao

Partner

Tel: +86 21 6141 1053

Email: ligao@deloitte.com.cn

Southern China

Guangzhou

Janet Zhang

Partner

Tel: +86 20 2831 1212

Email: jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Chongqing

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 8823 1208

Email: ftang@deloitte.com.cn

「登記弁法」は政府による「放管服」改革の理念を反映するものであり、18号公告における手続簡素化の規定（即ち、適格の納税者は、登録申請表と税務登記証の提出を以て、その場で増値税一般納税者として登録することができる）を踏襲する上で、増値税一般納税者の資格発効日を登録した当月と翌月から選択する権限を納税者に与えることで、政策適用の柔軟性を高めた。

アドバイス

税務コンプライアンスを高め、コンプライアンスコストを最適化するために、下記の留意点を関係企業に提示する。

1. 課税売上高の変化に伴う一般納税者登録義務の発生

「登記弁法」にいう年間課税売上高の「年間」は、1暦年ではなく、任意の連続12ヵ月或いは連続4四半期を指すことに留意しなければならない。例えば、2018年3月に開業し、四半期ごとに申告する納税者は、2018年第1四半期以降の任意の連続4四半期を超えない経営期間内における累計課税売上高が基準を超えた場合、直ちに一般納税者登録手続きを行わなければならない。

従って、将来の1~2年間において増値税課税売上高が基準を超える見通しである企業には、任意の連続12ヵ月或いは連続4四半期を超えない経営期間内における累計課税売上高の状況を月ごとに或いは四半期ごとに統計し、モニタリングすることを推奨する。課税売上高が基準を超え、且つ一般納税者登録を行わない状況に該当しない企業は、規定の期限内に一般納税者登録手続きを行い、手続遅延による潜在的な損失を避ける必要がある。

2. 異なる課税方法の適用による企業経営への影響

増値税の小規模納税者と一般納税者では、適用される課税方法が異なるため、増値税納税者資格の変更は、税負担や財務会計の変化を引き起こすことが予想される。企業は財務予算を作成するにあたって、上述の要因による影響及び資格変更の所要時間を考慮に入れる必要がある。関係企業には、自身の事業目的やビジネスモデルを踏まえた上で、ビジネスプランニングを合理的に策定することで、課税方法の変更と関連の調整による潜在的な影響を防止・低減することを推奨する。

また、「登記弁法」は一般納税者資格の発効時点について、柔軟性のある規定を提供している。実務において、企業は実際の状況（例えば、サプライヤーに多額の調達を行う予定）を踏まえた上で、自身にとって有利な選択を行うことができる。

3. 税務関連資料の管理義務とコンプライアンス義務

税務当局は、企業から提出された増値税一般納税者登録資料に対して、徴税管理システム上の税務登記情報との照合・確認を行う。租税ビッグデータの収集と応用が進行する中、納税者から税務当局に提出された全てのデータは、租税管理と税源確保のためのデータソースとなる。そのため、増値税一般納税者登録に際して、提出データの真実性、有効性と整合性を確保するとともに、税務当局の検査に備えて、関連資料の保管を怠らないようにすることを企業に推奨する。

デロイトは引き続き、増値税改革に関する最新動向に注目し、最新の情報とデロイトの考察を適時にシェアさせていただきます。

Beijing**Andrew Zhu**

Partner
Tel: +86 10 8520 7508
Fax: +86 10 8518 1326
Email: andzhu@deloitte.com.cn

Chengdu**Frank Tang / Tony Zhang**

Partner
Tel: +86 28 6789 8188 / 8008
Fax: +86 28 6500 5161
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Chongqing**Frank Tang / Tony Zhang**

Partner
Tel: +86 23 8823 1208 / 1216
Fax: +86 23 8859 9188
Email: ftang@deloitte.com.cn
tonzhang@deloitte.com.cn

Dalian**Bill Bai**

Partner
Tel: +86 411 8371 2816
Fax: +86 411 8360 3297
Email: bilbai@deloitte.com.cn

Guangzhou**Victor Li**

Partner
Tel: +86 20 8396 9228
Fax: +86 20 3888 0121
Email: vicli@deloitte.com.cn

Hangzhou**Qiang Lu / Fei He**

Partner
Tel: +86 571 2811 1901
Fax: +86 571 2811 1904
Email: qilu@deloitte.com.cn
fhe@deloitte.com.cn

Harbin**Jihou Xu**

Partner
Tel: +86 451 8586 0060
Fax: +86 451 8586 0056
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Hong Kong**Sarah Chin**

Partner
Tel: +852 2852 6440
Fax: +852 2520 6205
Email: sachin@deloitte.com.hk

Jinan**Beth Jiang**

Partner
Tel: +86 531 8518 1058
Fax: +86 531 8518 1068
Email: betjiang@deloitte.com.cn

Macau**Raymond Tang**

Partner
Tel: +853 2871 2998
Fax: +853 2871 3033
Email: raytang@deloitte.com.hk

Nanjing**Frank Xu / Rosemary Hu**

Partner
Tel: +86 25 5791 5208 / 6129
Fax: +86 25 8691 8776
Email: frakxu@deloitte.com.cn
roshu@deloitte.com.cn

Shanghai**Eunice Kuo**

Partner
Tel: +86 21 6141 1308
Fax: +86 21 6335 0003
Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Shenyang**Jihou Xu**

Partner
Tel: +86 24 6785 4068
Fax: +86 24 6785 4067
Email: jihxu@deloitte.com.cn

Shenzhen**Victor Li**

Partner
Tel: +86 755 3353 8113
Fax: +86 755 8246 3222
Email: vicli@deloitte.com.cn

Suzhou**Maria Liang / Kelly Guan**

Partner
Tel: +86 512 6289 1328 / 1297
Fax: +86 512 6762 3338
Email: mliang@deloitte.com.cn
kguan@deloitte.com.cn

Tianjin**Andrew Zhu**

Partner
Tel: +86 22 2320 6688
Fax: +86 22 8312 6099
Email: andzhu@deloitte.com.cn

Wuhan**Gary Zhong**

Partner
Tel: +86 27 8526 6618
Fax: +86 27 6885 0745
Email: gzhong@deloitte.com.cn

Xiamen**Jim Chung / Charles Wu**

Partner / Director
Tel: +86 592 2107 298 / 055
Fax: +86 592 2107 259
Email: jichung@deloitte.com.cn
chwu@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader**Southern China (Hong Kong)****Ryan Chang**

Partner
Tel: +852 2852 6768
Fax: +852 2851 8005
Email: ryanchang@deloitte.com

Northern China**Julie Zhang**

Partner
Tel: +86 10 8520 7511
Fax: +86 10 8518 1326
Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China**Kevin Zhu**

Director
Tel: +86 21 6141 1262
Fax: +86 21 6335 0003
Email: kzhu@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland/Macau)**German Cheung**

Director
Tel: +86 20 2831 1369
Fax: +86 20 3888 0121
Email: gercheung@deloitte.com.cn

Western China**Tony Zhang**

Partner
Tel: +86 28 6789 8008
Fax: +86 28 6317 3500
Email: tonzhang@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wendy Luk by either email at wanluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.